

- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、**附表－21**を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の指定の申請があったときは、これにより指定する。また、指定の際は、あわせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、**附表－21**を参考に活動実施要領を作成し、その内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第8章 水防管理団体の水防計画

第1節 水防計画の樹立

指定水防管理団体の管理者は、水防計画（具体的実施計画）を作成要領（**附表－22**）に基づいて作成し、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更し、その計画書を遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

なお、水防計画を定め、又は変更したときは、消防機関の長、関係警察署長、その他に通知し、その主旨の徹底を期すとともに、その要旨の公表に努める。（法第33条）

その他の水防管理団体の管理者は、努めて指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、必要があると認めるときは水防計画を変更し、その計画書を所管の土木センター（事務所）所長に提出するものとする。

第2節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を設置することができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。（法第34条第1項）

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。